

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 と期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
ツバル	ツバル政府に対する贈与に関する 日本国政府とツバル政府との 間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	100,000千円 -----	H27.6.3 スバ (フ アイジー) で (同日)	日本側 花谷卓浩在ツバル 大使(フアイジーにて兼轄) フアイジー側 エネレ・ソシ ネ・ソボアツガ首相	H27.6.15 188号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
- (注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
- (注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
- (注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。